105-148

問題文

医療法に基づき、医療機関の管理者に求められる医療安全の確保に関する記述のうち、適切なのはどれか。2つ選べ。

- 1. 医療に係る安全管理のための指針を整備しなければならない。
- 2. 医薬品安全管理責任者を配置しなければならない。
- 3. 医療事故が発生した場合、第三者委員会による調査を実施しなければならない。
- 4. 医薬品の安全使用のために、患者を対象とした研修を実施しなければならない。
- 5. 医療事故が発生した場合、当該医療事故の日時、場所、状況等を公表しなければならない。

解答

1, 2

解説

医療の安全の確保に関する規定は、医療法 第六条の九一第六条の十四 です。

選択肢 1.2 は妥当な記述です。

選択肢 3.5 ですが

医療事故が発生した場合、医療機関はまず遺族に説明を行います。そして、医療事故調査・支援センターに報告します。その後、速やかに院内事故調査を、原則として外部の医療の専門家の支援を受けながら調査を行います。院内事故調査終了後、調査結果を遺族に説明し、医療事故調査・支援センターに報告します。

「第三者委員会による調査」ではありません。また、日時、場所、状況等の「公表」義務はありません。よって、選択肢 3.5 は誤りです。

選択肢 4 ですが

「従業者」に対して研修です。「患者」が対象ではありません。よって、選択肢 4 は誤りです。

以上より、正解は 1,2 です。

類題